

## 研究授業「保育原理 I」の報告

相馬 宗胤\*

### A Report on an Open Class *Principles of Early Childhood Education and Care I*

SOMA Munetane

#### 要約

本稿は、2023年度後期に筆者が担当している「保育原理 I」を対象に実施された研究授業の報告である。本授業はメディア授業（オンデマンド型）として実施された。そこで、メディア授業に関する規定、研究授業を参観した教員からのコメントなどを基に、メディア授業を計画・実施する際に留意すべきことを考察し、まとめた。

キーワード: メディア授業、オンデマンド型授業、反転授業

#### Abstract

This paper is a report on an open class *Principles of Early Childhood Education and Care I*, which was conducted by the author in the second semester of the 2023 academic year. This class was conducted as an online on-demand class. This report focuses on what should be kept in mind when planning and implementing online classes, by reference to the regulations on online classes and comments from teachers who observed this open class.

Key words: online class, on-demand class, flipped classroom

## 1. 本稿の目的

高松大学・高松短期大学では、各学部・学科で学期に一回「研究授業」を実施することとなっている。教員は研究授業の対象となった授業を参観し、授業後に行われる検討会に参加し、授業参観記録を書いて提出することとなっている。また、研究授業を担当した教員は、研究授業の報告をまとめ、高松大学・高松短期大学の紀要に投稿することが原則となっている。2023年度後期、保育学科では筆者が担当している授業科目「保育原理Ⅰ」、その第10回授業が研究授業の対象となった。本研究ノートは、この研究授業の報告を行うものである。

ところで、今回の研究授業の対象となった「保育原理Ⅰ」は、2022年度までは面接授業として実施されていたのだが、2023年度からはメディア授業として実施することになった。今回の研究授業もメディア授業として実施したが、有り体にいえば、それは手探りでの実施であった。そのため、研究授業を参観いただいた教員からは多くのコメントをいただいた。もちろん、その中には授業内容に関する指摘・意見もあったが、多くはメディア授業という形態や方法に関するものであった。そこで、本研究ノートでは「メディア授業」をキーワードに据えて報告を行う。メディア授業を計画・実施する際に留意しなければならないことについて、メディア授業に関する規定や研究授業を参観した教員からのコメントなどを基に考察していく。

## 2. メディア授業の基本情報

### 2. 1 メディア授業の実施上限

大学授業の形態や方法は、法令によっていくらか規定されている。当然、メディア授業に関しても規定されている。たとえば、「大学設置基準」には以下のような規定がある。

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 (略)

第三十二条

1～4 (略)

5 前四項又は第四十二条の九の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第

二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

6 (略)

(下線は引用者による。以下同様。)

まず、メディア授業とは「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる」ものを指す。そして、メディア授業として実施された授業科目のうち、卒業要件の単位数としてカウントできるのは60単位までと定められている。なお、短期大学の場合、「短期大学設置基準」の第18条において、同じようにメディア授業の上限単位数が定められている。本学科のように修業年限が2年である場合、上限単位数は30単位とされている。

また、2021年4月2日に通知された「大学等における遠隔授業の取扱いについて」では、新たに次のように定められた。

- ・大学設置基準第25条第2項等で規定する遠隔授業により実施する授業科目において修得する単位数は、同令第32条第5項等の規定により60単位を超えないものとして上限が設定されているが、同令第25条第1項等で規定する面接授業により実施する授業科目は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定したものであり、例えば、面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、上記上限の算定に含める必要はないこと。

(略)

- ・なお、通信教育を行う大学以外の大学は、学生がキャンパスに来て学ぶことを前提とした学校であり、各大学は、学生に寄り添った対応を講じ、学生が安心し、十分納得した形で学修できる環境を確保することが重要であること。

1つの科目において授業時数の半数を超えない範囲であれば、メディア授業の形態で実施したとしても、前述した60単位の上限規定にはひっかからなくなった。これにより、面接授業として実施している科目であっても、部分的にメディア授業を取り入れることの障害が減った。同時に、授業運営における創意工夫の余地が広がったともいえよう。たとえば、授業内容に応じて面接授業とメディア授業を切り替えるようなハイブリッド型の授業を実施しやすくなった。

## 2. 2 メディア授業の実施方法

次に、メディア授業の実施方法に関する規定を確認していく。

最初に「平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大

学が履修させることができる授業等) 」を取り上げる<sup>1)</sup>。これは「メディア授業告示」とも呼ばれるものであり、メディア授業に求められる基本的条件を定めるものとなっている。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所……において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの

第1項は、ライブ型と呼ばれるメディア授業の条件について言及したものである。第2項は、オンデマンド型と呼ばれるメディア授業の条件について言及したものである。そして、どちらにも当てはまる共通の条件として、①「多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う」こと、②「面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものである」ことの2点が挙げられている。

ライブ型授業については、1998年3月31日の通知「大学設置基準等の一部を改正する省令の施行等について」でさらに以下のように規定されている<sup>2)</sup>。

- (一) (略)
- (二) ……「授業を行う教室等」には研究室やスタジオなどが含まれるため、授業を行う場所には教員のみがいて、履修を行う学生がいない場合もメディアを利用して行う授業に含まれる。また、同一校舎内の複数の教室間で多様なメディアを高度に利用して同時に行われる授業もメディアを利用して行う授業に含まれるものである。

---

<sup>1)</sup> 本告示は2007年に一部改正されている。本文中で引用しているのは改正後の内容である。

<sup>2)</sup> オンデマンド配信型の授業が「遠隔授業」(本稿でいうところのメディア授業)の形態として認められるようになったのは、2001年3月30日に「メディア授業告示」が作成されてからである。

- (三) メディアを利用して行う授業を実施するに当たっては、面接授業に近い環境で行うことが必要であり、各大学においては、以下のような事項について配慮することが望ましいこと。
- ① 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。
  - ② 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。
  - ③ 画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
  - ④ メディアを利用して行う授業の受信側の教室等に、必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。また、必ずしも受信側の教室等に教員を配置する必要はないが、必要に応じてティーチング・アシスタントを配置することも有効であること。
  - ⑤ メディアを活用することにより、1度に多くの学生を対象にして授業を行うことが可能となるが、受講者数が過度に多くならないようにすること。
- (四) (略)

一方で、オンデマンド型授業については「大学設置基準の一部を改正する省令等の施行等について」（2001年3月30日）で以下のように補足されている。

1 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業（いわゆる「遠隔授業」）については、平成10年文部省告示第46号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものを遠隔授業として位置づけることとしたこと。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。

また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置基準第3条第2項）とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。

学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれ

に書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

以上の情報に多少の補足を加えつつ<sup>3)</sup>、ライブ型とオンデマンド型、それぞれの条件をまとめてみる。

ライブ型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ウェブ会議システムやライブ配信システムなどを使うことで、同時かつ双方向に実施される遠隔授業であり、学習者は授業をしている教員とは別の場所で授業を受けることができる。</li> <li>● 多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う必要があり、面接授業に相当する教育効果を持つように実施する必要がある。たとえば、教員と学生が互いに映像・音声等によるやりとりを行えるようにしたり、学生が教員に対して質問する機会を確保したりすることで、面接授業に近い環境にすることが必要である。</li> <li>● 事前にプリント教材等を準備・配布したり、映像受信側の教室に補助員やティーチング・アシスタントを配置したり、受講生が過度に多くならないようにしたりするなどの留意事項が挙げられている。</li> </ul>
オンデマンド型	<ul style="list-style-type: none"> <li>● WEB上に授業資料をアップロードし、学習者に課題等に取り組ませる遠隔授業であり、学習者は授業をしている教員とは別の場所で授業を受けることができる。また、同時かつ双方向でなくても良い。</li> <li>● 多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱う必要があり、面接授業に相当する教育効果を持つように実施する必要がある。</li> <li>● 毎回の授業において、以下の①②のどちらかの条件を満たす必要がある。①指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面し、そこで設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行い、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会を確保する。②当該授業を行う教員、もしくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することで、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行い、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会を確保する。</li> </ul>

### 2.3 メディア授業の理想

ところで、メディア授業を実施するということが自体は推奨されているのだろうか。2020年に

<sup>3)</sup> ここで取り上げた資料の他にも、たとえば、文部科学省の「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」でも、メディア授業の実施に関わる事項について取り上げられている。

起こった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大によって多くの大学等で面接授業の実施が困難となり、ある種、緊急的にメディア授業を行わざるを得なくなった。文部科学省が2023年に公開した「令和3年度の大学における教育内容等の改革状況について（概要）」によると、「多様なメディアを利用した遠隔授業」を実施したと回答した大学は、2019年（令和元年）度は28.1%であったのが、2020年（令和2年）度には49.5%、2021年（令和3年）度には70.1%となっている（文部科学省、2023、p.10）。明らかに「コロナ騒動」が要因となってメディア授業が普及したといえるだろう。

ただし、「コロナ騒動」以前からメディア授業に対しては期待が向けられていた。たとえば、文部科学省（2018）の資料「多様なメディアを高度に利用した授業」を見てみると、大学においてメディア授業が求められる背景として、多様な学生の存在、多様な教員の存在、単位互換の問題という3点が挙げられている。そして、こういった背景を踏まえて、「「多様な価値観が集まるキャンパス」の実現や、学生の学びの多様化等を図る上で、大学の授業における多様なメディア（ICT）の効果的な活用を図ることはきわめて重要」であるとしている。

中央教育審議会が2018年11月26日に公開した「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を見てみる。そこでは、「高等教育が目指すべき姿」という項目の中で「学生や教員の時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、生涯学び続ける力や主体性を涵養するため、大規模教室での授業ではなく、少人数のアクティブ・ラーニングや情報通信技術（ICT）を活用した新たな手法の導入が必要となる」（p.6）とある。また、「多様で柔軟な教育プログラム」について論じる中で、「社会人などの多様な受講スタイルを持つ学生や本業と兼務している実務家教員等の、時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、学生が主体的に学修するアクティブ・ラーニングへの展開を図るなど教育プログラムの質の向上を目指し、情報通信技術（ICT）を利活用した教育を推進することが必要である」（p.22）と書いている。

他にも、2018年6月15日に閣議決定された第3期の「教育振興基本計画」では、「大学教育におけるICTの利活用の推進」が目標の一つとして掲げられている。「大学教育については、学生が主体的に学修するアクティブ・ラーニングへの展開を図るなど、教育の質向上の観点とともに、グローバルに進展している教育研究のオープン化に対応し、大学の知を広く国内外に発信する観点からもICTの利活用を推進することが求められる」（p.31）と論じている。その上で、「高等教育段階において、教育の質向上や大学の知の国内外へ発信の観点から、多様なメディアを活用した遠隔教育やMOOC [Massive Open Online Courses：大規模公開オンライン講座。]による講義の発信等、ICTを利活用した教育を推進する」という目標を掲げている（p.85）。

なお、第3期の「教育振興基本計画」の対象期間は既に終わっており、2023年度からは第4期の基本計画に取り組み始めている。第3期の基本計画とは違い、第4期の基本計画には、大学教育におけるICTの利活用を主題とした項目は見当たらない。だからといって、メディア授業

が重要ではなくなったというわけではない。メディア授業と関連することとして、たとえば、高等教育における教育DXの推進について言及されているからである（cf. 日本政府、2023、pp.21-22）。

また、2018年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018——「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革」でも、大学教育におけるICTの利活用について触れられている。新たに講ずべき具体的施策について論じている箇所では、「大学や専修学校等における社会人向け短期教育プログラムや放送大学、MOOCs等を活用したオンライン講座等のリカレント教育を大幅に拡充するとともに、リカレントセンター等の設置や教育能力も含め質の高い実務家教員の確保、専門職大学院と産業界との連携構築など、大学等でリカレント教育を行う体制を整備する」（p.105）とある。要するに、リカレント教育の拡充という観点から、大学等でメディア授業を行える体制づくりを進めていくことを求めている。

ここまで確認してきたことを踏まえると、基本的に、大学教育においてメディア授業を実施することが推奨されているとあって良いだろう。メディア授業に対しては、学びの多様化、学び続ける力や主体性の涵養、大学の知の発信、リカレント教育の拡充等、様々な事柄が期待されている。もちろん、メディア授業を実施すればこれらの事柄が自ずと実現されるわけではない。こういった理想を実現するためには、少なくともメディア授業を適正に実施することが必要になるだろうし、そこからさらにメディア授業の最適化、そしてメディア授業を通じた新たな価値の創造・実現を目指していかなければならないだろう<sup>4)</sup>。

### 3. 「保育原理 I」での研究授業の概説

#### 3. 1 授業科目「保育原理 I」の概要

まず、今回の研究授業の対象となった授業科目「保育原理 I」について概説する。

授業科目名	保育原理 I
授業担当教員	相馬宗胤
単位形式	講義2単位
カリキュラム上の	保育学科の専門科目

<sup>4)</sup> たとえば、教育DXには3つの段階があるとされる。すなわち、①教育や業務の電子化を進める「デジタイゼーション」の段階、②最適化を図る「デジタライゼーション」の段階、そして、③新たな価値の創出を目指す「デジタルトランスフォーメーション」の段階である（cf. 桐生、2022）。メディア授業に関しても、単にメディア授業を実施できるようになるという段階から進んで、最適な実施方法を探る段階、そして、メディア授業によって開かれる新たな学習モデルを追究していく段階へと進んでいくことが求められてくるだろう。

位置づけ	保育学科の卒業必修科目 保育士資格取得のための必修科目（「保育原理」に対応）
配当年次	1年後期
開講曜日・時限	金曜6校時
受講人数	39名

本稿冒頭で述べたように、本科目は2023年度からメディア授業となった。都合上、本科目は金曜日6校時に配置されているが、実際には期末試験を除く全ての回をオンデマンド型のメディア授業として実施した<sup>5)</sup>。その他の情報については、本稿末に添付した本科目のシラバスを参照されたい。

### 3. 2 授業の実施方法

「保育原理 I」の授業は、以下のような流れで進めた。

- ① 学生には教科書の指定箇所を読んでもらった上で、事前学習課題に取り組んでもらう。教科書を読む際には、「大事だと思った箇所」に線を引くよう指示する。事前学習課題は Google フォームを使って作成されており、原則木曜日に「保育原理 I」の Google Classroom に投稿される。事前学習課題は、A) 回答者情報を記入する欄、B) 教科書の内容に関する正誤問題約8問、C) 記述問題2問、D) 任意で質問・相談・要望を記入できる欄で構成してある。事前学習課題の提出期日は、原則翌週火曜日の23:59とする。なお、期日前であれば、一度提出した回答の再編集を可能とする。また、回答は、回答者情報を隠した状態にした上で共有する場合があるので、他の学生に読まれても良いような内容・文章を書くよう指示する。
- ② 水曜日に、授業者は学生から提出された事前学習課題を確認し、振り返り動画を撮影する。振り返り動画は Microsoft PowerPoint の録画機能を使って撮影する。振り返り動画は、基本的に以下の構成で作成している。
  - A) 雑談パート
  - B) 事前学習課題（正誤問題）の解説パート
  - C) 事前学習課題（記述問題）に対する回答の紹介パート
  - D) 授業内容の講義パート
  - E) 次回課題の説明パート
- ③ 授業者は、原則木曜日に振り返り動画を「保育原理 I」の Google Classroom に投稿する。学生には、振り返り動画を視聴し動画内容をノート等に取りよう指示する。また授業者は、

---

<sup>5)</sup> 期末試験（筆記試験）は対面で実施した。

事前学習課題を提出した学生に対して、動画内容をメモするために使用可能なMicrosoft Wordファイルを「差し込み文書」機能を使ってメール送信する。このWordファイルには、事前学習課題で用いた正誤問題の問題文、記述問題に対する当該学生の回答が記載されており、動画内容をメモするための余白が設けられている。なお、ノートの取り方は特に指定しておらず、当ファイルを使わなくても良いと伝えている。また、動画視聴後にノートの提出は求めなかった。

実際には、振り返り動画(③)と同時に次回授業の事前学習課題(①)も投稿した。まとめると、以下のようなスケジュールで授業は進められた。

木	金	土	日	月	火	水	木
(前回授業分) 振り返り動画の投稿、ノート用Wordファイルの送信(③)  事前学習課題の投稿(①)					※ 提出期日 事前学習課題の	影 振り ② 返り 動画 の 撮	振り返り動画の投稿、ノート用Wordファイルの送信(③)  (次回授業分) 事前学習課題の投稿(①)

祝日や大学行事などを挟む場合は、課題提出日や投稿日を調整した。

なお、Google Classroomには、授業資料や課題とは別に、質問・相談用フォームを設置し、学生からの質問・相談を常時受け付けていた。

### 3. 3 研究授業の概要

研究授業の対象となったのは、第10回授業「3歳以上児の保育」である。この回の到達目標は、①3歳以上児の保育の基本的な考え方を理解する、②3歳以上児の保育について、これまでの授業等で学んだこと、授業や授業外の活動で経験したこと、本やニュースなどで聞いたことなどに関連付けて、理解するの2点であった。事前学習課題を2023年11月23日(木・祝)に投稿し、提出期日を11月28日(火) 23:59とした。そして、振り返り動画とノート用Wordファイルは11月30日(木)に投稿・送信した。

以下は、事前学習課題の中で課した正誤問題<sup>6)</sup>と記述問題の内容である。

<sup>6)</sup> 正誤問題の内容は、教科書の文言から正誤を明確に判断できるものとなるよう作成したつもりであったが、参観した教員から一部問題(たとえば、問題番号③や⑤)の分かりにくさや誤解を与える可能性についてご指摘いただいた。

教科書範囲	『新・基本保育シリーズ1 保育原理』 第9講「3歳以上児の保育」Step1,2 (pp.103-111)
正誤問題	<p>以下の①～⑧の内容について正誤を答えよ。</p> <p>① 3歳以上児の保育にあたっては、それ以前の育ちや学びの経験を踏まえて、育ちの見通しを持って実践を行うことが必要である。 【正答：正】</p> <p>② 3歳以上児は発達・成長の個人差が大きいいため、保育にあたっては集団での活動よりも個の活動に重点を置くべきである。 【正答：誤】</p> <p>③ 乳幼児期において育みたい資質・能力の3本の柱は、小学校以降の資質・能力の3本の柱と対応するものである。また、それは、園での活動全体によって一体的に育むべきものとして考えられている。 【正答：正】</p> <p>④ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、もともと幼児期の教育と小学校教育との円滑の接続のために考案されたものであった。これらは、5歳児後半に見られるようになる姿の具体例として描かれている。 【正答：正】</p> <p>⑤ 現在の保育所保育指針に掲載されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の1つに「いろいろな人とのかかわり」がある。 【正答：誤】</p> <p>⑥ 1歳以上児の保育のねらいは、5領域に分けて示されている。しかし、このことは、領域別に指導計画を作成したり、領域を特定の活動のみと結び付けて指導したりすることを意味するものではない。 【正答：正】</p> <p>⑦ 子どもには、安心感を覚え、自分の思いや自分なりの表現を十分に受け入れられるような居場所があることが大切である。そうすることで、子どもはさらに自己を発揮し、身近な他者と共感し合う経験を積み重ねていくことができる。 【正答：正】</p> <p>⑧ 保育所保育指針の「小学校との連携」に関する箇所では、保育所保育と小学校教育の円滑の接続を図るためにも、保育士と小学校教師とが意見交換をしたり、合同で研究をする機会を設けたりすることが求められている。 【正答：正】</p>
記述問題	<p>以下の設問に対する回答を文章で答えよ。</p> <p>① 「3歳以上児の保育」について、あなたが重要だと考えたことや疑問に思ったことなどをまとめてください。</p> <p>② 今回の学習内容を、他の授業で学んだことや自分がこれまで体験したり聞いたりしたことなどと結び付ける形でまとめてみてください。</p>

参観予定であった保育学科の教員を事前に「保育原理 I」のGoogle Classroomに招待し（「教師」として招待）、投稿内容や提出状況を確認できるようにした。

研究授業の検討会は、12月7日（木）2校時（10:40~12:10）に対面形式で実施した。

## 4. メディア授業としての振り返り

### 4. 1 本授業は反転授業だったのか？

検討会や参観記録の中で、本授業は反転授業的であると評価するような意見をいただいた。反転授業とは「従来教室の中でおこなわれていた授業学習と、演習や課題など宿題として課される授業外学習を入れ替えた教授学習の様式」（溝上、2017、p.1）である。具体的には、「講義部分をオンライン教材として作成し授業外学習として予習させ、対面の教室、すなわち授業学習では、予習した知識・理解の確認やその定着、活用・探究を協同学習などを含めたアクティブラーニングでおこなう」（ibid.、p.1）ものである。本授業に関していえば、学生は事前に教科書を読み、課題に回答することで基本的事項の学習を行う。そして、授業時間には振り返り動画を視聴し、ノートを取ることで、基本的事項についての理解が一層深まり、そして定着するという形式になっている。

一方で、授業者としては本授業が反転授業であるという認識はなかった。むしろ、本授業は伝統的な講義型授業をメディア授業という形態で実施したものである、というのが授業者自身が持つ授業イメージであった。それは、教科書を使った事前学習はあくまで導入的なものであり、振り返り動画の内容がメインであると考えていたからである。また、振り返り動画は、その回の授業テーマの基本的事項を講義するものであり、応用的・発展的・演習的な内容にはなっていないからである。

前述した反転授業の説明を踏まえるならば、反転授業の典型的な形態として、①事前学習をオンデマンド型で行い、授業学習を面接授業として行うという形態、もしくは、②事前学習をオンデマンド型で行い、授業学習をライブ配信で行うという形態というのが考えられる。本授業はそのどちらにも該当していない。本授業は、授業者が基本的事項を学生に解説するという講義型授業の基本構造を維持しつつ、それを面接授業ではなくメディア授業（オンデマンド型）という形態で実施したものである。したがって、本授業が反転授業であるという評価は、恐らく正しくないだろう。

しかし、本授業を改善するにあたり、これを反転授業化するという視点は有効であると思われる。メディア授業として実施する場合も、②事前学習をオンデマンド型で行い、授業学習はライブ型で行うというやり方が考えられる。では、事前学習と授業学習のどちらもオンデマンド型で実施しようとする場合はどうか。少なくとも、事前学習と授業学習、それぞれの学習課題のねらいを明確にした上で、両者の質的な違いや繋がりをはっきりさせる必要があるだろう。

### 4. 2 オンデマンド型授業の利点と課題

前述したように、本授業はオンデマンド型のメディア授業という形態を取りつつも、授業としての構造は、伝統的な講義型授業と変わらないものであった。しかし、知識伝達型の講義型授業をオンデマンド型で実施したこと自体は効果的であったと振り返る。オンデマンド型授業

が持つ利点として、学習者が各々のペースで学習できるという点が挙げられる。いわゆる一斉教授型授業の場合、学習者は教師のペースに合わせる必要がある。それは、ライブ型授業であっても同様である。対して、オンデマンド型授業の場合、学習者は十分な時間をかけて資料を読み直したり、動画を巻き戻して視聴し直したりすることができる。一度では理解しきれなかった内容を、何度でも確認し直すことができる。

しかし、学習者が学習のペースを自分でコントロールできるということに関して、留意も必要である。本授業では振り返り動画を視聴するという課題を課していたが、たとえば、学生が時間短縮のために動画速度を上げて視聴したり、飛ばし見したりすることは可能であった。もし授業者の話すスピードが遅い、あるいは、たどたどしく、そのことが内容の理解を妨げていると学生に感じられたのであれば、倍速視聴や飛ばし見という行為を咎めることは難しい。しかし、学生が内容理解よりも時短を優先してしまっているということであれば、止めさせたいと思う。要するに、倍速視聴や飛ばし見に関しては、それを一概に否定することはできないと思われる。工夫された対策が必要になる。たとえば、動画視聴後、動画の内容を問うような確認課題を課したり、動画の内容をまとめたノートを提出してもらったりするという方法が考えられる。

ところで、15回分の授業を準備していく中で、少しずつ動画時間が長くなっていったことを書き留めておきたい。面接授業の場合と比べて、細かい事柄をくどく説明しがちになる傾向があったと振り返る。また、面接授業であれば学生からの即時的なフィードバックがあるが、当然、動画作成時にはそれがない。このことも、動画の長時間化に影響していると思われる。しかし、動画時間が長くなればなるほど、学生は動画速度を上げたいという誘惑にかられやすくなるだろうし、理解できるまで繰り返し視聴できるというオンデマンド型授業の強みも活用されにくくなるだろう。したがって、長めの動画にするよりも、数が多くなっても短く区切った動画を用意した方が効果的であると考える。

#### 4. 3 学生の学習状況の把握の難しさ

前述したように、オンデマンド型の授業の場合、「設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うこと」、そして、「これらの指導を毎回の授業の実施に当たって併せ行うこと」が必要である。要するに、学生の学習状況を把握し、それに対するフィードバックを毎授業行うことが必要である。

では、どのような情報が学生の学習状況を把握するにあたって有用な情報となるのか。本科目の場合、事前学習課題として正誤問題と記述問題を課した。正誤問題は、教科書を読解すれば解答できるようなものとなるよう作成した。記述問題は、毎回、①「〇〇について、あなたが重要だと考えたことや疑問に思ったことなどをまとめてください。」（〇〇にはその回の授業

テーマが入る) と、②「今回の学習内容を、他の授業で学んだことや自分がこれまで体験したり聞いたりしたことなどと結び付ける形でまとめてみてください。」というものであった。授業者としては、これらの記述問題への個々の学生の回答が、それぞれの学習状況を把握するための情報になると考えていたが、実際には、学習状況の把握という点ではあまり有効ではなかったと感じている。たとえば、ある学生の記述問題への回答を見て、それが内容的に不十分であったり誤解を含んでいると思われたりしたとしても、果たしてそれがその学生の理解度の問題なのか、文章表現能力の問題なのか、判断することは困難である。もちろん、文章表現上の誤りは内容理解の誤りを表しているということもできるが、文章表現上の誤りというものも実際には単なる打ち間違いかもしれないし、その学生固有の文体によるものかもしれない。そもそも、ある設問に対して回答しようとするという場合、どうしても部分的な回答にならざるを得ない。「Aについて書いていない」からといって、「Aについて理解できていない」と断言すべきでないだろう。

結局、多数のトピックを含み込むような設問を立ててしまうと、その設問への回答から回答者の理解度や学習状況を把握することは困難となる。むしろシンプルな正誤問題の方が、学生の理解度や学習状況を測るのには役立つかもしれない。もし学生の理解度や学習状況を測るために記述問題を用いる場合は、もっと絞った設問を用いる方が良いだろう。ただし、学生の自由な着想や連想を引き出すことをねらいとするのであれば、今回のような記述問題でも良いのかもしれない。

#### 4. 4 課題の数という問題

検討会及び参観記録の中で多く指摘された改善点の一つに、振り返り動画を視聴したかどうかを確認する仕組みや課題を設けるべきであったことがある。要するに、各学生が本当に振り返り動画を視聴しているのか、個別に把握する必要があるという指摘である。動画視聴後に視聴を確認するような課題を課し、それに対して個別のフィードバックをするべきであった。

振り返り動画に関する課題を設けなかった理由として、課題の煩雑化を避けたいという考えがあった。課題が煩雑化することによって、一つひとつの課題のねらいや課題同士の繋がり(系統性)が把握しにくくなると思われるからである。面接授業の場合、「授業」と「課題」を区別しやすいのに対して、オンデマンド型の場合は区別が難しく、すべてが「課題」として捉えられかねない。関連して、「授業時間外の学習」が見えにくくなるという問題にも気づかれた。

実際、オンデマンド型授業の場合、面接授業以上に多様な学習課題を用意する必要があるだろう。その上で、課題が煩雑化しないよう、整理して指示する必要がある。改めて重要になるのは、それぞれの課題のねらいと繋がりを明確にすることであると考える。

#### 4. 5 動画の工夫

振り返り動画中の「雑談」部分は、多くの参観教員が評価していた。雑談の内容は日常的な事柄で、基本的には授業内容とは関係がないものであった。授業者が動画の最初に雑談のパートを設けたのは、動画視聴のハードルを下げるため、また、学習に取り組むためのアイドリング時間とするためであった。しかし、参観教員からの意見の中には、この部分が授業者の人柄、配慮、さらには人生観などが示されており、学生に対して「モデル（模範）としての教師」を示す効果があったと指摘するものもあった。一般的に、メディア授業（とりわけオンデマンド型）では教師と学習者との人格的な触れ合いが起こりにくいと思われるかもしれないが、工夫次第でメディア授業でもそれは可能だと考えるべきであろう。

ただ、もう一工夫として、もっと学生が「視聴したい」と思えるような仕掛けを設けられると良かったと振り返る。たとえば、事前学習課題の中に、次回雑談の話題となるようなアンケートを追加し、アンケート結果を雑談パートで共有する、というような仕掛けが考えられる。アンケート内容を工夫すれば、アンケート結果の紹介から自然と授業内容へと展開していくこともできるだろう。

#### 4. 6 学生からの意見・質問を引き出す工夫の必要

確認したように、オンデマンド型授業を行う際に満たさなければならない条件の一つに「当該授業に関する学生の意見の交換の機会を確保する」ことがある。本科目の場合、事前学習課題の中に質問・相談・要望を記入できる欄を設けたり、いつでも使える質問・要望用の回答フォームをGoogle Classroomに設置したりし、その中で共有できるような質問・要望があれば、振り返り動画内で取り上げるという方法を採用することで、この条件を満たそうとした。

しかし、実際にやってみて分かったことは、質問等のための枠・欄を用意しても、それが使用されることは少ないということであった。本科目でも、序盤は数名の学生から質問等があったが、回が進んでくると質問等はなくなった。つまり、機会は確保されているが、それが活用されていないという状態であった。オンデマンド型授業の条件的には機会の確保だけで十分かもしれないが、やはり活用されなければ意味がない。学生からの質問等を引き出すような工夫が必要になるといえよう。

### 5. オンデマンド型授業という選択肢——まとめに代えて

メディア授業を実施している大学側は、メディア授業の教育的効果をどのように感じているのだろうか。大学ICT推進協議会が2020年度に実施した「高等教育機関におけるICTの利活用に関わる調査研究」の結果報告（2022）によれば、「遠隔授業（同時双方向型）での利用」と「遠隔授業（オンデマンド型）での利用」の2項目に対して、大学等からの肯定的な回答の割合は90ポイント以上となっていたという。また、「学生に対してより便利な環境」「学習意欲の

向上」「学習効果の向上」「教職員の作業効率化」「教育の質の向上」「学外にいる学生に対する学習リソースへのアクセスの向上」「アクティブラーニング型授業での利用」「授業外学習時間の向上」などの項目で肯定的な回答割合が高くなっていったという。一方で、「ICT活用教育を導入して実際に効果は得られましたか？」という質問に対して肯定的な回答をした大学等は多かったが、「分からない」と回答した大学等も一定程度存在していたことを指摘している。そして、「ICT活用教育の導入効果を測定すること自体が課題となっている可能性」（大学ICT推進協議会（AXIES） ICT利活用調査部会、2022、p.33）があることを示唆している。要するに、メディア授業の効果については、おおむね肯定的に感じ取られている一方で、メディア授業の効果については分かりにくい側面があることが示唆されている。

また、その後の分析（大学ICT推進協議会（AXIES） ICT利活用調査部会、2023）の中で、大学の規模や支援組織の有無によって遠隔授業の実施状況、使用ツール、目的などに差が見られるのではないかとこの仮説に対して、結果的に差は見られなかったと報告されている。そして、考えられる理由の一つに「オンライン化は「緊急退避」でしかなかった」ために、オンラインで対面授業を単純に「再現」できることが当面のゴールとなった可能性がある」と指摘されている<sup>7)</sup>。その上で、以下のように提言されている。

コロナ禍終息以降は、ただ旧態の対面授業に戻るのではなく、コロナ禍への対応によって培ったICT活用やオンライン教育のノウハウを活かした新しい教育形態を目指すべきではないだろうか。すなわち、対面⇄オンラインからリアルタイム⇄オンデマンドへの発想の転換を行い、教育支援組織はオンデマンド型教育・学習の設計の協力をする、技術支援組織はオンデマンド型実施のための環境整備の協力をすることに注力するのがよいのではないだろうか。（大学ICT推進協議会（AXIES） ICT利活用調査部会、2023）

オンデマンド型授業は、面接授業を駆逐するものではない。たとえば反転授業のように、事前学習課題として授業動画をオンデマンド配信し、本番の授業をリアルタイム（面接授業やライブ型授業）で行うという授業の在り方が考えられる。また、15回の授業をすべて同一の形態で実施するのではなく、対面とオンライン、あるいは、リアルタイムとオンデマンドを組み合わせることもできる。しかし、重要なのは「その形態を採用する授業者のねらい」であろう。それを明確にすることで、様々な授業形態を効果的に組み合わせることができる。また、授業形態のねらいを学習者に伝えていくことも大切になってくるだろう。

---

<sup>7)</sup> 他にも、「必要なシステムやツールはすでに揃っていた」可能性や「コロナ禍対応への情報共有は多くなされていて、支援組織がなくても影響が少なかった」可能性が指摘されている（cf. 大学ICT推進協議会（AXIES） ICT利活用調査部会、2023）。

[謝辞] 本授業を履修していただいた学生たち、また、研究授業を参観いただき検討会や参観記録にて貴重なご意見・ご指摘をくださった先生方に心よりお礼を申し上げます。

## 参考文献

桐生崇 (2022) 「教育DX・教育データの利活用について」 (第21回OECD/Japanセミナー (2022年2月25日開催) 資料) <[https://oecdjp21.mext.go.jp/pdf/9\\_%E6%96%BD%E7%AD%96%E8%AA%AC%E6%98%8E\\_%E6%A1%90%E7%94%9F\\_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E\\_%E6%95%99%E8%82%B2DX%E6%95%99%E8%82%B2%E3%83%86%E3%82%99%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%81%AE%E5%88%A9%E6%B4%BB%E7%94%A8.pdf](https://oecdjp21.mext.go.jp/pdf/9_%E6%96%BD%E7%AD%96%E8%AA%AC%E6%98%8E_%E6%A1%90%E7%94%9F_%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E_%E6%95%99%E8%82%B2DX%E6%95%99%E8%82%B2%E3%83%86%E3%82%99%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%81%AE%E5%88%A9%E6%B4%BB%E7%94%A8.pdf)> (最終閲覧日: 2024年7月31日)。

大学ICT推進協議会 (AXIES) ICT利活用調査部会 (2022) 「高等教育機関におけるICTの利活用に関わる調査研究 (2020年度調査) 結果報告書 (速報版)」 <[https://ict.axies.jp/\\_media/sites/11/2022/08/2020\\_axies\\_ict\\_survey\\_summary\\_v1.pdf](https://ict.axies.jp/_media/sites/11/2022/08/2020_axies_ict_survey_summary_v1.pdf)> (最終閲覧日: 2024年7月29日)。

大学ICT推進協議会 (AXIES) ICT利活用調査部会 (2023) 「高等教育機関におけるICTの利活用に関わる調査研究 (2020年度調査) 結果報告書」 <[https://ict.axies.jp/\\_media/sites/11/2023/08/2020\\_axies\\_ict\\_survey\\_result.pdf](https://ict.axies.jp/_media/sites/11/2023/08/2020_axies_ict_survey_result.pdf)> (最終閲覧日: 2024年7月29日)。

中央教育審議会 (2018) 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」 <[https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt\\_koutou01-100006282\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf)> (最終閲覧日: 2024年7月29日)。

日本政府 (2018) 「教育振興基本計画」 <[https://www.mext.go.jp/content/1406127\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1406127_002.pdf)> (最終閲覧日: 2024年7月29日)。

日本政府 (2018) 「未来投資戦略2018——「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革」 <[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_zentai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf)> (最終閲覧日: 2024年7月29日)。

日本政府 (2023) 「教育振興基本計画」 <[https://www.mext.go.jp/content/1406127\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1406127_002.pdf)> (最終閲覧日: 2024/7/29)。

溝上慎一 (2017) 「アクティブラーニング型授業としての反転授業」 森朋子・溝上慎一編『アクティブラーニング型授業としての反転授業 [理論編]』ナカニシヤ出版、pp.1-15。

文部科学省 (2018) 「多様なメディアを高度に利用した授業」 (制度・教育改革ワーキンググループ (第18回) (2018年9月7日開催) 配布資料) <[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2018/09/10/1409011\\_6.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/043/siryo/_icsFiles/afieldfile/2018/09/10/1409011_6.pdf)> (最終閲覧日: 2024年7月29日)。

文部科学省 (2023) 「令和3年度の大学における教育内容等の改革状況について (概要)」 <https://www.mext.go.jp/content/20230908-mxt\_daigakuc01-000031526\_1.pdf> (最終閲覧日: 2024年7月29日)。

## [添付資料] 2023年度「保育原理 I」シラバス

科目名: <ECE111>保育原理 I  
担当教員: 相馬 宗胤(SOMA Munetane)

### 【授業の紹介】

本授業科目では、保育に関する知識や心構えを習得する第一歩として、保育の概念、我が国の保育制度、保育の歴史や保育をめぐる思想などについて学習します。これらの事項の学習を通して、保育者に必要な基礎知識を習得しつつ、良い保育について考えるための思考力を養うことをめざします。  
本授業科目は、保育学科の卒業必修科目です。また、保育士資格取得のための必修科目でもあります。  
本授業科目では、課題の指示や提出にあたり、Google Classroomを使用します。そのため、個人のPCやスマホ等でGoogle Classroomを使用できるようにしてください。クラスコードは、第1回授業時に連絡します。

<卒業認定・学位授与の方針における関連項目>  
3. 高度な専門的知識と的確な洞察力や判断力

<学修成果における関連項目>

- ① 使命感
- ④ 自律心
- ⑤ 温かさ
- ⑦ 指針・要領の理解
- ⑧ 保育に関わる専門的知識の習得

### 【到達目標】

1. 保育の制度・思想・歴史などの基本的事項の学習を通して、保育者として持つべき規範意識や態度（倫理観、自律心、他者と向き合う姿勢など）を考慮できている。
2. 保育の制度・思想・歴史に関わるキーワードや理論・思想について、その意味・内容を説明できる。
3. 保育所保育指針の役割や構成について理解している。また、特に第1章「総則」に書かれてある内容について理解している。
4. より良い保育実践を行うために必要な着眼点や思考法を身につけている。

### 【授業計画】

- 第1回 本授業の目的・ルール・評価方法など／保育の理念と概念
  - 第2回 保育の社会的役割と責任
  - 第3回 保育の制度
  - 第4回 保育の実施体系
  - 第5回 保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領
  - 第6回 保育の目標と方法
  - 第7回 3歳未満児の保育
  - 第8回 3歳以上児の保育
  - 第9回 保育の計画とカリキュラム・マネジメント
  - 第10回 保育の計画・記録・省察・評価
  - 第11回 中間まとめ—学習内容の振り返り
  - 第12回 欧米の保育の思想・歴史
  - 第13回 日本の保育の思想・歴史
  - 第14回 諸外国の保育
  - 第15回 日本の保育の現代的課題
- 定期試験

### 【授業時間外の学習】

- ・ 授業前に教科書の指定箇所を読み、「授業前の課題」に取り組む。(毎週1時間)
  - ・ 授業後に授業内容を振り返り、「授業後の課題」に取り組む。(毎週1時間)
  - ・ フィードバックされた課題を見返し、ノートをまとめ直す。(毎週1時間)
  - ・ 期末試験の勉強に取り組む。(最低15時間)
- ※ 課題の指示や提出にあたり、Google Classroomを使用します。

### 【成績の評価】

- ・ 授業時間外の課題 (確認テスト) (60%)
  - ・ 定期試験 (40%)
- ※ 課題および試験については点数確定後にフィードバックを行います。

### 【使用テキスト】

『新・基本保育シリーズ1 保育原理』(天野珠路・北野幸子編、中央法規出版社、2019年)。

### 【参考文献】

保育所保育指針 (厚生労働省、2017年3月告示)。  
幼稚園教育要領 (文部科学省、2017年3月告示)。  
幼保連携型認定こども園教育・保育要領 (内閣府・文部科学省・厚生労働省、2017年3月告示)。